平成２３年（フ）第２４８５号
横浜市保土ケ谷区宮田町１丁目11番地24　ペルブランⅡ―102号
債務者　谷村　慶太
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６９３号
横浜市金沢区町屋町22番19号　マリンパレス106
債務者　島田　陽子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７１号
静岡市清水区由比504番地の４
債務者　上野　英男
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５９号
岡山市北区中山下２丁目８番55号　フローレンス中山下グランドアーク1105号、旧住所岡山市南区西市205番地　カーサフィオーレ西市駅前401号室
債務者　瀬邉　頼香
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７８号
岡山市南区西市123番地１
債務者　井上　靖子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６０号
岡山市南区藤田630番地10
債務者　畦田　博美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０号
沖縄県うるま市字栄野比1101番地３　あかまたあ荘３－Ａ
債務者　石川美奈子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２３８号
沖縄県沖縄市美里５丁目９番27号　登川宅１階、住民票上の住所沖縄県豊見城市字嘉数152番地13
債務者　伊瀬知浩三
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７８８号
東京都あきる野市小川東１丁目26番地12リバーサイドハイツ101号
債務者　宮井　　学
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６９１号
横浜市中区松影町３丁目９番地11　アネックスゆめ402号室
債務者　平渡　正之
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６８号
川崎市高津区千年301番地１　グランドコスモ千歳406
債務者　倉澤　涼子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４３７６号
東京都稲城市東長沼1992―２―102
債務者　湯本龍太郎
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６００号
東京都江東区東陽２丁目３―16―906
債務者　印南　康夫
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５７７号
東京都練馬区桜台６丁目33―19―106
債務者　中村　大雅
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８４１号
東京都江東区森下４丁目５－１―102
債務者　塚越　洋平
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部